

旭川市小規模保育事業所 A 型等における保育士配置特例運用要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、旭川市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成 26 年旭川市条例第 48 号。以下「条例」という。）に規定する小規模保育事業所 A 型及び保育所型事業所内保育事業所（以下「小規模保育事業所 A 型等」という。）における保育士配置に係る特例の運用に関して必要な事項を定めるものとする。

(看護師等の配置)

第 2 条 条例第 30 条第 3 項、第 32 条第 3 項、第 45 条第 3 項及び第 48 条第 3 項の規定により配置する保健師、看護師又は准看護師のうち、保育業務に従事したことがない者については、「子育て支援員研修事業の実施について（別紙「子育て支援員研修事業実施要綱」）（平成 27 年 5 月 21 日付け雇児発 0521 第 18 号）」に基づく子育て支援員研修（地域保育コース（地域型保育））（以下「子育て支援員研修」という。）を受講するよう努めること。

(対象となる小規模保育事業所 A 型等)

第 3 条 条例附則第 7 項から第 9 項までに規定する保育士配置に係る特例の対象となる小規模保育事業所 A 型等は、次の各号に該当する事業所とする。

- (1) 過去 3 年以内に、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 34 条の 17 の規定により、旭川市が実施する指導監査において、勧告又は改善命令を受けていないこと。
- (2) 地域型保育給付費に係る処遇改善等加算の認定を受けていること。

(朝夕等の児童が少ない時間帯における保育士配置に係る特例)

第 4 条 条例附則第 7 項に規定する市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者とは、子育て支援員研修を修了したものとする。

(幼稚園教諭及び小学校教諭並びに養護教諭の活用に係る特例)

第 5 条 条例附則第 8 項に規定する市長が認めた幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）第 4 条第 2 項に規定する普通免許状をいう。）を有する者であって、市長が適当と認めたものとは、子育て支援員研修を修了したもの又は次項の規定に基づき小規模保育事業所 A 型等へ配置されるものとする。

2 子育て支援員研修を修了していない幼稚園教諭及び小学校教諭の小規模保育事業所 A 型等への配置については、次の各号のとおりとする。

- (1) 幼稚園教諭の普通免許状を有する者は、3 歳以上児の保育に従事するものとする。
- (2) 小学校教諭の普通免許状を有する者は、5 歳以上児の保育に従事するものとする。

(小規模保育事業所 A 型等における保育の実施に当たり必要となる保育士配置に係る特例)

第 6 条 条例附則 9 項に規定する小規模保育事業所 A 型等に係る利用定員の総数に応じて

おかなければならない保育士の数とは、当該小規模保育事業所 A 型等の認可の基準として条例により算定される保育士の数とする。

- 2 条例附則第 9 項に規定する市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者は、子育て支援員研修を修了したものとする。

(申請)

第 7 条 条例附則第 7 項から第 9 項までに規定する保育士配置に係る特例を実施しようとする小規模保育事業所 A 型等は保育士配置に係る特例実施申請書（第 1 号様式）により、市長に申請しなければならない。

(実施の決定)

第 8 条 市長は、前条に規定する申請を受けたときは、保育士配置に係る特例の実施の適否を決定し、当該決定の内容を保育士配置に係る特例決定通知書（第 2 号様式）により、申請者に通知しなければならない。

(申請の変更等)

第 9 条 前条の規定により、通知を受けた小規模保育事業所 A 型等において、特例実施の内容を変更しようとするときは保育士配置に係る特例実施内容変更申請書（第 3 号様式）を、特例実施を取りやめようとするときは保育士配置に係る特例実施取りやめ届出書（第 4 号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書の提出があった場合には、申請内容の適否を決定し、申請者に通知するものとする。

(委任)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、保育士配置に係る特例に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 28 年 6 月 17 日から施行する。

(子育て支援員研修の特例について)

- 2 平成 28 年度中に限り、旭川市が実施する「保育士等研修事業」の平成 28 年 7 月中に開催される「乳児保育士研修Ⅰ」及び「特別支援保育士研修Ⅰ」の全てを修了した者又は平成 28 年 10 月中に開催される「乳児保育士研修Ⅱ」及び「中堅保育士研修Ⅰ」の全てを修了した者で、さらに当該年度中の子育て支援員研修の受講及び修了を誓約できるものについては、本要綱に定める子育て支援員研修を修了したものとみなすこととする。なお、原則、旭川市又は北海道が実施する平成 28 年度の第 1 回目の子育て支援員研修を受講し、修了しなければならない。

附 則

この要綱は、平成 28 年 12 月 14 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。